

## 第 15 回会議

### ■委員提出意見

①黒須委員

②亀倉委員

第3次審査 No.15経済性  
概算事業費の比較評価の基本的あり方について(意見)

次期中間処理施設の整備事業の経済性については、以下の考え方に基づき、基本的に公費によって運営される組合事業としてみたときの経済性評価の適確を期すことを提案します。

1. 次期中間処理施設の整備事業の範囲  
現在地から岩戸、滝、武西、吉田の各地区に施設を移転する4つのケースでは、移転後に不用となった現施設の撤去と、現在地(約2.5ha)の処分までを事業範囲とし、その範囲の事業を含めて事業費を比較評価することが基本であること。  
(理由)  
○組合事業として、次期中間処理施設の新規整備と、現有施設の廃止、事業上不用となった土地・建物の処分をもって、この事業が完了するものであるため。
2. 組合事業である廃棄物処理事業会計の基本的あり方  
次期中間処理施設を他地区に移転する場合、廃棄物処理事業の用に供する必要がない現在地(組合資産)を処分し、その資金を移転先の次期中間処理施設の整備事業資金に充当することは、組合事業会計の健全性、事業の効率性の確保の上から必要不可欠であること。
3. 現在地に建替える場合の費用;地盤改良費の加算  
次期中間処理施設を現在地内に建造する場合、建設候補地のテニスコート部分一体は、液状化の危険がある土地(自然地形は谷底低地)であることから、液状化対策等の地盤改良費用を考慮する必要があること。

以上

印西市小倉台2-1-3-106  
黒須 良次

2014年9月1日

用地検討委員 亀倉 良一

## 「現在地売却価格を評価に含めない」とする決定への反対意見

私は8月24日開催の第14回会議に準公用（同日開催の千葉NT中央北地区夏祭り実行委員会）のためやむを得ず欠席いたしましたが、その会議の議題となった「候補地の3次審査（案）—N015 経済性」について、「現在地売却価格は評価に含めない」と決したと聞きました。

私は、この決定は、市民感覚からは到底受け入れられるものではなく、評価基準への信頼性を揺るがしかねない問題であると考えますので、ここに反対意見を述べるとともに、委員会として善処されることを強く要望いたします。

### 1. 用地取得の「支出額比較」だけでは「経済性」の比較にならない

「現在地売却価格は評価に含めない」ということは、具体的には第14回会議確認資料のP8の「N015 経済性」の表の「1. 用地取得費」を「現在地=0」、他の4候補地を92百万円～180百万円として、その支出額のみを比較し、経済性（安さ）を評価する、ことと理解します。この結論は単純で、用地取得費ゼロの現在地が最も経済性がある、となります。これは、これまでに開かれてきた各地の意見交換会で住民から共通して出されていた「現在地での建て替えが最も安上がり」との見解を、当委員会自身も認めるということに他なりません。

しかし、私はこの見解は、次の通り間違っていると考えます。

まず、確認すべき前提は「誰にとっての経済性か」という点です。それは言うまでもなく「印西地区環境整備事業組合」（以下、組合）であり、ひいては構成自治体です。

それを前提に、「候補地A=用地取得費1億円」を仮定し、これと「現在地=用地取得費0円」の比較を具体的に考えると、候補地Aに移転することになれば、「用地取得費1億円」を支出することになるが、その代わり現在地は不要になるので、組合としては不要な不動産を持つ事は許されず、売却することになります。候補地Aの取得価格が現在地の売却価格よりも高ければ、「現在地が安く経済性がある」という見解が成り立ちますが、その反対で、候補地Aの取得価格が現在地の売却価格よりも安ければ、組合はその差額を売却収益として得られ、他の財源に活用できるので、冒頭の見解とは反対に、組合にとっては「候補地Aが安く経済性がある」ということになります。

この考え方を「N015 経済性」の表の「1. 用地取得費」に数値として比較できるように書き込むとすれば、現在地を0とするなら、各地は（取得価格）—（現在地の売却価格）となり（岩戸地区でいえば用地取得価格90,370,000円—鑑定評価額を現在地売却価格と擬制1,783,000,000円—1,692,630,000円）、一番低い数値のところが最も経済性が高いことがわかります。

実際の現在地の売却価格は現段階で不明であるとしても、鑑定額をよりどころに仮定して比較することに何の問題もなく、これが実際的で、常識的な考えというものです。

## 2. 資産価値の大小で「経済性」を比較する観点

前項で問題にした「経済性」は財政収支の大小でとらえるという観点でした。第14回会議確認資料も意見交換会での住民の意見もその視点で出されています。

しかし昨今、地方財政の管理運営に関して新しい流れがあります。地方行財政改革の一環として制定された地方財政健全化法や、その前提として地方財政実態把握のための「新地方公会計制度」が打ち出され、総務省による「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」の指針化と、その具体化の一つとして、自治体は公共施設のマネジメントに活用できる固定資産台帳を含む財務書類を平成17年度までに作成するよう総務省から求められている、などと報じられています。

その内容は一口で言えば、これまでは資金の収支を中心に把握されていた財政状況を企業会計の貸借対照表を導入することで、資産、負債、純資産の面からも総体的に把握しようというものです。

これによって目指す効果は多岐にわたりますが、その一つには有形固定資産が行政目的に即して効率的に配置されているかどうかをチェックする手段と成しうることがあります。例えば、ある自治体の総資産額が1兆円だとして、資産価値で見た、ごみ処理施設の資産額が100億円の場合と、50億円の場合のどちらが効率的配置であるか、どちらが「経済性」に優れているかを評価することができます。

この観点で第14回会議確認資料のP8の「N015 経済性」の表の「1. 用地取得費」を見たとき、現在地の資産額は正に不動産鑑定評価額であり、他の候補地の用地取得費を含めたそれぞれの土地資産の合計額が「経済性」の比較対象となるのです。この結果は一目瞭然です。

よく耳にする「都市の1等地にごみ焼却場は不相当だ」との見解は、単に感覚論でなく、このような観点の経済性の分析からも裏付けられることです。

## 3. 前委員会（印西地区次期中間処理施設整備検討委員会）での「経済性」比較の手法

平成21年6月～23年3月にかけて行われた表題の前委員会においても対象候補地についての経済性の比較検討がなされています。ここでは、現在地と印西市①、印西市②の3ヶ所を最終的に絞り込み、3ヶ所についての経済性評価を行っていますが、最終的に用地面積、金額等は変わったものの、途中検討段階のその手法自体は、上記1,2の視点をもとに踏まえた妥当なものとなっています。（平成22年3月26日開催・第6回委員会資料2-1及び2-2参照）

その概略を示せば下表の通りで、現在地の用地売却費を25億円と見込んで、他の候補地の用地取得額からそれを控除した上で比較していること、また、資産価値という視点を入れて（土地価格を除いた欄は異論があるが）比較している

こと等、妥当な考察をしています。

我々は、前回委員会の検討内容を批判的に検証することは必要ですが、明確な論拠もなく前回の検討内容を安易に否定することでは説明責任を果たせない、と考えます。

経済性について、実態を正反対に評価することとにならないよう切に望み、以上意見を申し上げます。

前回委員会の比較手法

	現在地	印西市①	印西市②
用地取得費	—	1,800	2,000
用地+建設費	16,890	21,000	18,950
用地売却費	—	-2,500	-2,500
以上の合計	16,890	18,500	16,450
保有財産価値	2,500	1,800	2,000
保有財産除く価値合計	14,390	16,700	14,450

（単位：百万円）

## 第 6 回会議

### ■住民提出意見

- ①印西市木刈在住者 様
- ②ごみ処理基本計画検討委員会 委員 岡野三之 様

### ■会議傍聴人提出意見

- ①匿名者

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年9月20日提出

印西市木刈在住者

### CNT中央地区（印西クリーンセンター近隣地域）の大気汚染についての意見書

私はCNT中央地区に30年近く住む住民として、急速に悪化する大気汚染を心配する立場から次の参考意見を申し述べます。参考にして頂ければ幸いです。

#### 【現状の問題点】

1. 印クリがH12年度に行った3地点（①地上(最大着地濃度地点)、②竹中工務店屋上、③三井海上ビル屋上）の予測では、環境省の基準値(環境保全目標)を上回っている。  
(SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、浮遊状粒子物質、塩化水素等。)・印西地区ごみ処理基本計画H12年版参照
2. 大気汚染測定は千葉県による高花地区の一箇所のみ。印クリ環境委員会は排煙の排出基準値の達成状況を公表しているが、周辺地域の大気汚染測定は行なわれていない。(先般見学したふじみ衛生組合では周辺数箇所測定実施。)
3. 焼却場からの二酸化炭素発生量は53,000 m<sup>3</sup>/日(車換算で21,000台相当：燃費10 km/l 20 km/日走行)と膨大である。更に大型店の進出で急増する車の排ガスが重なって、周辺地区の大気汚染は急激に悪化し周辺住民からも不安の声が出ている。  
(印西市環境白書 H24年版)
4. 印クリの煙突高は周辺の超高層ビルに較べて低く(59m)、煙が拡散し難い状態。  
(ダウンドラフト防止のための高さ $\geq 2.5$ 倍周辺建物高)  
二酸化炭素は空気より重くて拡散しにくい。煙がダウンウォッシュ状態となるとビルの谷間などに滞留して、建物内の基準目標値1,000 ppm(厚生労働省値)を超えている恐れがある。

#### 【要望事項】

現状には以上のような諸問題点があり、更に過去2回集められた住民署名(H22年1月14日3,547通とH24年2月10日4,417通)でも大気汚染を心配する住民が多いことは明らかであることから、これらのことによく留意し用地選定を進めていただくよう切に要望いたします。

以上

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年9月22日提出

ごみ処理基本計画検討委員会 委員 岡野三之

### 敷地選定についての参考意見

前印西地区次期中間処理施設整備検討委員会での敷地評価では住民を納得させる十分な検討がなされていたとは思えません。液状化の可能性が高い地盤に満点評価したことが計画を白紙撤回にまで発展させた理由の一つと言えます。それらの経緯を踏まえるとともに、その後の東日本大震災での地盤崩壊や、数十年に1度といわれる豪雨が多発している現状を考慮した敷地選定。また、強靱で**防災拠点化**（災害時に市役所、消防、警察、病院等への電力供給確保）が期待される施設の敷地選定についての参考意見を申し述べます。参考にしていただけでは結構に存じます。

#### ■ 防災拠点の敷地選定にあたり留意すべき事項

1. 正確な敷地情報（印西市、白井市では50mメッシュの防災マップ、栄町は県資料）を採用しそれに基づき評価する
2. 災害時にがけ崩れや敷地崩壊の可能性のある崖地等や斜面盛土敷地はさける。
3. 集中豪雨による洪水や土砂災害の恐れがない標高とする。
  - ・例 印西市洪水(利根川)・土砂災害ハザードマップの使用
  - ・アクセス道路も浸水しない道路を最低一本確保する。
  - ・例：木下地区消防署の移転計画進行中
4. 軟弱地盤（沖積地、湖沼の埋立地）は避けるか評価を下げる
  - ・軟弱地盤は地震力が増幅されるが建設は可能。地盤改良や杭等でコストアップとなる。  
例：印西市役所（軟弱）とTNC（良好）との計測震度差で確認（東北震災時）  
\*計測震度：地震計に記録される震度で気象庁発表震度より5倍の精度
5. 液状化の可能性が高い敷地は避けるか評価を下げる。  
液状化を考慮した設計で建設可能であるが、コストアップになるので評価を下げる。また、液状化の可能性のある地盤は軟弱地盤でもある。

以上

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年9月22日提出

1. 166 t /日±10%で2.5haの広さが必要なのか？納税者に納得してもらえるのか疑問である。根拠は何か？（現在地は300 t /日で建替用地を含めて2.5haあるのに広すぎ。）
2. 印西市長（組合管理者）は現在地建替を否定している。現在地建替を検討対象とする事は除外すべき。（市民への説明ができません。）
3. 選定手順について“住民説明と同意”が抜けている。きちんと実施する事。
4. 土地の順番利用。 印西 → 白井 → 栄町 きちんと検討対象にする事。  
30年      30年      30年  
(現状)
5. 評価項目について、“外部熱供給利用のしやすさ”は除外する事。  
※現在地の誘導になる為。（発電して、外部に電気を供給すれば良い。）

## 第7回会議

### ■ 会議傍聴人提出意見

#### ① 匿名者

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年9月22日提出

1. 166 t /日±10%で2.5haの広さが必要なのか？納税者に納得してもらえるのか疑問である。根拠は何か？（現在地は300 t /日で建替用地を含めて2.5haあるのに広すぎ。）
2. 印西市長（組合管理者）は現在地建替を否定している。現在地建替を検討対象とする事は除外すべき。（市民への説明ができません。）
3. 選定手順について“住民説明と同意”が抜けている。きちんと実施する事。
4. 土地の順番利用。 印西 → 白井 → 栄町 きちんと検討対象にする事。  
30年      30年      30年  
(現状)
5. 評価項目について、“外部熱供給利用のしやすさ”は除外する事。  
※現在地の誘導になる為。（発電して、外部に電気を供給すれば良い。）

## 第 8 回会議

### ■住民提出意見

①匿名者

②匿名者

③ごみ処理基本計画検討委員会 委員 岡野三之 様

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年10月29日提出

「用地の公募」であるので当然の議論の流れなのかもしれないが、広さや形、周辺住民の同意(の程度)など「用地の条件」だけを決めても、将来的に住民の理解を得ていくのは難しいのではないだろうか。

なぜならそこに「まちづくりの視点」がないから。

白紙になった前の計画は、焼却余熱というエネルギーを周辺地域の冷暖房に使い、CO<sub>2</sub>排出を抑制することが「まちづくりの視点」だった。

これから公募しようとしている計画で、どんな「まちづくり」をしようとしているのか、条件整理の議論からはまるで伝わってこない。

余熱というエネルギーを、どう「まちづくり」に生かしていくのか、印西市や白井市の環境・エネルギー政策にどう関連させるのか、クリーンセンターの建替えは単体の問題ではないはずである。

もっと自由なビジョン、わくわくするようなアイデアを、広く市民に公募する形にしてはどうだろうか。余熱を事業に利用したいという企業の参加もあるかもしれない。地域の活性化につながるアイデアであれば、住民の理解・合意も得られるのではないだろうか。

ささやかな提案で恐縮であるが、余熱を利用した「市民ハウス農園」をつくってほしい。なかなか手のでないハウス栽培に市民が挑戦でき、技術指導者もおいてくだされば、全国から利用者が集まるだろうし、観光農園として活用してもよい。新規就農者を育てることもできる。植物工場の誘致をしてもよい。余熱を徹底的に農業に活用していく「まちづくり」である。

しかしながら、あたかも「余熱利用は高効率発電」に決まっているかのような発言もあり、委員会として何を公募したいのか、よく議論して進めてほしい。余熱をどのように生かすかによって必要な用地の条件も決まってくるはずである。

以上

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年10月29日提出

印西地区環境整備事業組合および構成市役所・町役場の役職員の皆さまには、日頃、市町民のために廃棄物処理行政にご尽力いただき、大変ありがたく思っております。

また、貴委員会では、委員長はじめ委員の方々に、設備を更新しなければならない期限が迫る中、短期間で精力的・活発に議論を行っていただき、ありがたく思っております。

現在、貴委員会において検討されている「候補地の比較評価項目・基準・配点（案）」・「候補地の募集要項（案）」等について、以下、意見を述べさせていただきます。

### 1. 「候補地の比較評価項目・基準・配点（案）」について

- ・現在検討されている比較評価項目等については、極力、客観的な視点から基準（評価項目の設定と評価の考え方・定義）を検討されている点は有意義だと思いますが、2次審査、3次審査においては、全体を100点満点としたうえで、各評価項目に配点（＝重みづけ）している点には留意が必要だろうと思います。
- ・前回の委員会（平成21年6月～平成23年3月の間に検討した「次期中間処理施設整備検討委員会」）における評価においては、78点満点中、74点と73点を取得した候補地間の優劣・差異が明確ではなく、混乱を招いたことを踏まえておく必要があるかと思えます<sup>(注)</sup>。

(注) もちろん定量的な評点の差異が直接的・最大の問題だったわけではありませんし、評価自体が恣意的であったとの指摘（例えば「余熱利用」に高い配点が与えられた結果、特定の候補地に評価が高くなり恣意的である〔地域冷暖房及びプール等の余熱利用先がある場所＝現在地周辺が高評価〕との批判）や、経済性の議論がなく説明責任を果たせるだけの理屈がないとの指摘（500メートル離れた高額の土地を取得し、施設を移転・整備する理屈が何もないことに対する住民の反発）等があったわけで、そうした指摘を踏まえ、今回の検討委員会では、極力客観的な立場から、経済性等を幅広く評価して候補地を選定する考え方を整理している点は大変意義があると思っております。

- ・100点満点中何点を取得したかに積極的な意義を見出すことは難しく、また、候補地間での評点の優劣・差異を合理的に説明することも難しいと思えますし、あまり本質的ではないと思えます（例えば、概算事業費に40点、地域防災拠点の効果に5点をそれぞれ配点すること（違いを設けること）について、大小関係は理解できたとしても、40：5の8倍の違いを設定することを合理的に説明することはできないでしょうし、そのこと自体に積極的な意味はないように思います）。むしろ、定量的な評点が住民をミスリードしないか気になります。

- ・したがって、例えば、評点形式の評価をやめて、各評価項目の重要性を大・中・小等に区分しつつ、評価を◎・○・△・×といったように視覚的に表現することも考えられるのではないのでしょうか。あるいは、定量評価が必要であるとしても、5点と40点といった8倍の配点の違い（＝ウェイト付けの違い）に関する合理的な説明が難しい中、最終的には候補地を総合的に比較考量して評価する旨（必ずしも単なる評点の大小が候補地としての優劣を表さない旨）を記載しておいた方がよいかと思えます。

## 2. 「候補地の募集要項（案）」

### (1) 選考プロセスの明確化（貴委員会の役割・責務の明確化）

- ・募集要項には、今後の選考プロセスをより明確に記述しておく必要があるかと思えます。
- ・応募のあった候補地や関係市町の推薦地の選考プロセスとして、1次審査、2次審査、3次審査、答申、建設予定地決定といった段階が示されておりますが、貴委員会では、候補地の募集を行い、応募された候補地について、1次審査、2次審査、3次審査を行ったうえで、複数の候補地を管理者に答申することが想定されていると思えます。
- ・しかし、建設予定地は、周辺住民の理解を得たうえで、正副管理者や組合議会での判断（予算承認等）を踏まえて最終的に決定されると考えられ、そうした建設予定地決定までの選考主体（貴委員会か、正副管理者か、組合議会か）を明確化しておく必要があるかと思えます。さらに言えば、正副管理者や組合議会の判断によっては、貴委員会が管理者に答申した候補地以外の場所を建設予定地として決定される可能性があるのだとすれば、そうした点を明確化しておくべきだろうと思えます。

### (2) 評価会合の公開・非公開の明確化

- ・応募のあった候補地について、2次審査後に、周辺住民の説明会が想定され、周辺住民の理解度を踏まえて3次審査の評価を行うとしておりますので、少なくとも2次審査後には、その周辺住民は候補地として検討が行われていることを知ることになりますが、貴委員会での候補地の評価に関する会合を公開で行うのか、非公開で行うのか（例えば、議事録は公開し、評価会合自体は非公開とする等）を明確にしておいた方がよいかと思えます。

いずれにしても建設予定地に関しては、周辺住民の理解が得られるよう適時・適切な情報提供や説明が必要になろうかと思えます。引き続き、地域住民にとって必要不可欠な中間処理施設の整備に向けたご検討をよろしくお願いいたします。

以上

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年10月30日提出

### 1. 候補地面積条件について

2.5～3.0ha との表現は 2.5ha が最小面積条件と誤解される。基本計画委員会では 2.5ha 程度は余裕ある面積との認識である。理由は以下である。

イ) 施設規模が 100 t × 3 炉 → 80 t × 2 炉に縮小される上に、採用が有力である次世代型ストーカ炉はコンパクト化されているとのメーカー論文がある。

必要工場建築面積 =  $3,485$  (現建築面積)  $\times 2/3 \div 0.9 \doteq 2580$  m<sup>2</sup>程度、  
約 900 m<sup>2</sup>の縮小ができる。

ロ) 粗大・不燃ごみ処理施設(リサイクルセンター)が 50 t → 15 t に縮小されるが、現状は手狭との現場意見があるので別棟で建築面積を 30% 増とする。

増加建築面積 =  $637 \times 0.3 \doteq 200$  m<sup>2</sup>

ハ) ごみピットの現容量 3,000 m<sup>3</sup> は災害や予測されない事故等の余裕が無く 5,300 m<sup>3</sup> (160 t  $\div$  0.3  $\times$  10 日) 程度が必要であるが、ピット深さを現 10m → 15m (ごみの圧縮硬化限界値) にすることで解消でき、建築面積増の必要はない。

ニ) プラザ機能は現状で十分。吹き抜け等のデットスペースを止め展示スペースは縮小可

ホ) 事務所は運営管理を DBO 方式にした場合、出向自治体職員は元の自治体に戻り、より少数の民間人が運営に当たり、面積も縮小されるのが一般的である。印西の場合、斎場や墓地の管理を受け持っているので、現状面積が最大と考えるのが妥当である。

ヘ) 以上から現敷地面積 2.5ha が建替え用地込みで最大と考えるべきである。

ト) **調整池が必要な場合は面積増が必要と別途記述すべきである。**

2. 中間処理施設を避難施設とするとの意見があったが、多数の収集車等が出入りする工場は成人でも危険を伴う。ましてや老人や子供を非難させるのは危険極まりない。印西地区は広い空地を持った避難所(学校、市民センターなど)や避難場所(公園、緑地、運動場等)が多数指定されており、危険を伴う場所を新たな避難所にする必然性はない。

3. 1 次審査確認事項その他において、活断層を含む土地・・・とあるが、千葉県北西部において活断層は確認されていない。どのように確認するのか? 削除したほうが良いのではないか。

千葉県における社会的・経済的に影響がある活断層は、東京湾北縁断層と鴨川低地断層帯の 2 箇所が存在が推定されていたが、何れも平成 9 年～12 年の調査で活断層ではないと結論された。

#### 4.3 次審査小項目No17 ごみ焼却熱利用形態について

25年5月31日に閣議決定された、**第3次循環基本計画**では「循環資源は貴重なエネルギー源と捉え枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するステージに入った。高効率発電を推奨する」また、同時に閣議決定された**廃棄物処理施設整備計画**においても「高効率発電による熱回収を重点項目」としていることから、基本計画委員会においても**熱回収形態は高効率発電との結論を出した**。電気は普遍性の高い便利なエネルギーであると同時に、遠距離供給に最も優れており、立地に左右されることは少ない。また、巨額の売電収入が期待でき（別紙）、運営費の過半を賄えるのが先進自治体の例からも確認できており、印西地区全体への貢献を優先すべきである。印クリの焼却量は実質140～150t／日程度であり、高効率発電交付金対象の発電効率15.5%を確保するには余裕が無い。周辺地区へのエネルギー供給は電力での供給が可能であるが、価格は電力会社への売電価格と同等とすべきである。それでも電力会社から購入するよりは相当安い。

**電力不足を補う発電施設であることを訴えていくことが重要である。その際、排気ガス処理技術が大幅に改良されていることも強調する必要がある。従来型迷惑料のばら撒きの発想は捨てるべきである。**

#### 5.3 次審査小項目No18 地域防災拠点について

東日本大震災後の焼却施設に期待される防災拠点化は地域防災拠点（市役所、消防署、警察署、医療機関等）に対して、災害時の電力供給を確保することであり避難施設ではない。災害時の地域防災本部は市役所や町役場に設置され、自治体の長が本部長となり、国や県との間で災害情報（**全国瞬時警報システム**など）をリアルタイムで共有して、地域の警報や非難命令を発令し、防災対策の指示を行うものである。近年では地震や津波ばかりでなく台風・集中豪雨・河川の氾濫・土砂災害等々、防災対策で職員が泊り込むケースが増大している。一方、庁舎の自家発電能力は数時間程度であり、停電となった場合は地域防災拠点としての役目が果たせなくなる。このような背景を基に焼却施設への防災拠点化、すなわち電力供給施設として期待されているのである。電力改革（発送電分離、小売自由化16年春）により、需要地に近い分散型発電施設の役割も効果的に発揮できるものと思われる。

災害時にも電力供給を確保をするために、焼却に必要な消耗品（消石灰など）のストックや職員の長期宿泊に備えるなどソフト面の強靱化を計ることとなる。

**防災拠点の効果とは何を意味しているのか？**

ごみ処理基本計画検討委員会 委員 岡野三之

以上

## 第 9 回会議

### ■住民提出意見

①匿名者

②前田様

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年12月12日提出

平成21年度から平成23年度まで足掛け3年の間、印西地区次期中間処理施設整備検討会で中間処理場の候補地の検討が行われた。各地方から推薦された5か所の基準地を、夫々色々な項目毎に検討し最も優れた地点が推薦されました。所がこの地点は地元住民の反対の声に妨げられ、未だ着工出来ずにいる。

所が、再び新しく委員会が立ちあげられ候補地の選択がはじめられた。新しい候補地を選ぶに当って前検討委員会の一人として提案します。

候補地として第一に考慮することは住民の少ない地域。準工業地区、山林地区等。第二に交通、搬入路の便良いこと、第三に経済的に効率のよいことである。その他に、色々と検討をする項目が数多くあるが、前の三つの項目と比べて候補地として選ぶのに大きな差はない。

前回の比較検討地5箇所を色々と沢山の項目毎に調査し検討した結果が報告され委員会として候補地を1か所を推薦したが、未だ結論が出ずにいる。原因はなにか。地元の同意が得られない事が原因ではないかと考えます。

前回の委員会の推薦の候補地が進まない以上地元の賛成が得られる土地を検討すべきだと考えますが。旧印旛村、本埜村からの候補地の再検討などされたら如何か。

旧印旛村の推薦地は、道路は少し狭いが、近くに一般廃棄物最終処分場があり処分の効率の良い利点がある。

旧本埜村の推薦地は国道464に近く、準工業地域にある。隣は鉄道車両基地になる。土地の高さに高低差があるが土地の価格は、他の候補地と比較して低い。地主は一人と聞いている。地盤の設計を効率良く計画することで経済的にも適していると考えます。

検討の余地があると考え、候補地として提案します。

以上

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成25年12月19日提出

木刈4-36-7 前田伸彌

「候補地の比較評価項目・基準・配点」 2次審査 100点からの減点評価 について

### 主旨

クリーンセンターの候補地は印西市の理想の街造りの視点で選定すべき。

印西市が 魅力ある街であり続けるには、若い子育て世代の流入が不可欠。

家のまえから 焼却場の煙がみえたら安心して子育てできるでしょうか？

国の排出基準はより厳しくの経過がありますが、まだまだ謙虚に対応すべきと思います。

(ダウンバーストへの配慮を)

どこかのステージ、あるいは委員会で検討していると思いますが、今回の案からは街造りの視点が読み取れず、健康最優先の提案をします。

### 提案内容

NO5	最大減点	70点
	地域住民の日常生活への影響	65点
	地域景観への影響	5点

#### 地域住民の日常生活への影響

- ① 0点 600M以内に住宅は10軒以内
- ② -20点 400M以内に住宅は10軒以内
- ③ -40点 200M以内に住宅はなく200Mから400M以内に20軒の住宅あり
- ④ -65点 200M以内に住宅はなく200Mから400M以内に40軒の住宅あり

他の項目評価等は上記に配慮し案に準じる。

以上

## 第 10 回会議

### ■ 住民提出意見

#### ① 匿名者(応募者)

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成26年3月24日提出

事務局の事前説明では、中間処理施設が確実に稼働出来るようにするため、用地を処理施設用地として都市計画決定をすとの説明でありました。

このため、組合が用地を買収により取得することが原則であり、借地による方法はないとのことでした。

しかし、法律の事は良く分かりませんが、個人が所有する土地でも都市計画決定は可能ではないかと思えます。

また、この施設は永久的な施設ではなく耐用年数があります。

ある程度の年数が経過すれば、再度、今回のように新規の施設に切り替えが必要になると思えます。

そして、新しい施設が完成し、旧施設がまったく必要で無くなった場合には、旧施設用地の都市計画決定の解除も可能ではないかと考えます。

これらの事を考え併せると、用地を借地契約による方法で進める事は出来ないものか、ご検討をお願いいたします。

以上

## 第 11 回会議

### ■住民提出意見

①匿名者

②滝野自治会連合会

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合  
次期中間処理施設整備事業  
用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 様

### 1. 留意事項

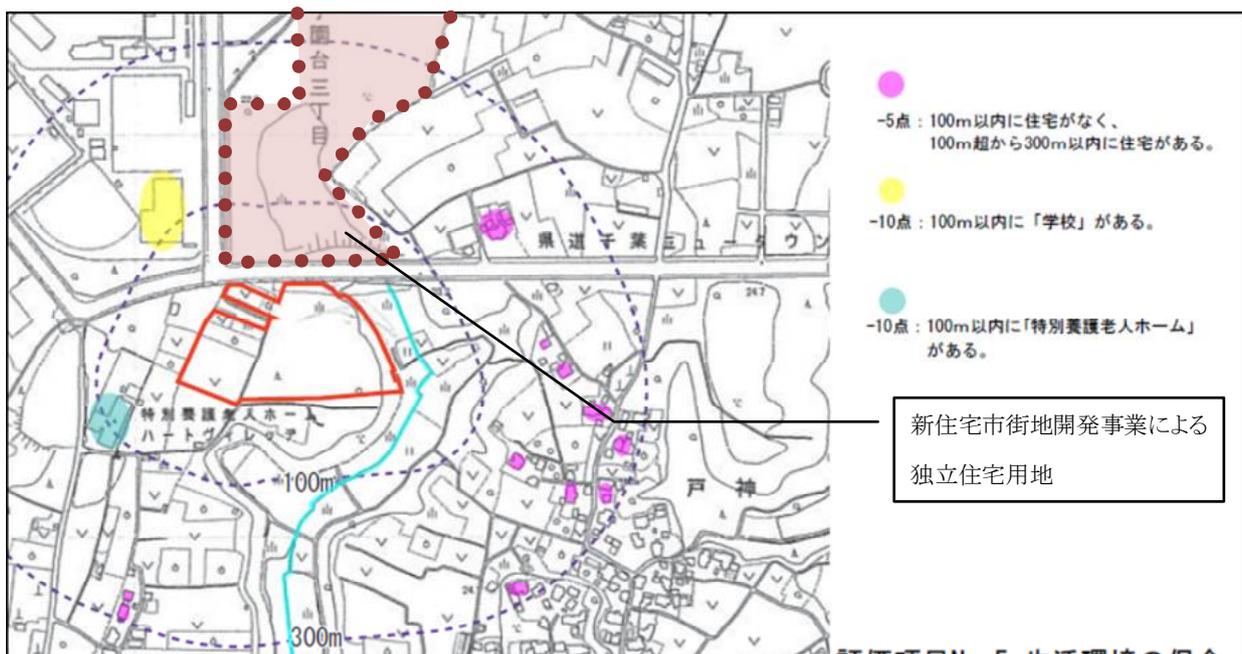
- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能です。意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

### 2. 意見

平成26年5月21日提出 「候補地No.5 武西地区②について」

当該地から南環状線を挟んだ100m以内に位置する北側の市街化区域は、印西都市計画事業である「千葉北部地区新住宅市街地開発事業」に位置づけられた独立住宅用地が計画されています。

現在は造成中であり、住宅は存在しませんが、近い将来、戸建住宅が連担して立地することになるのは確実ですので、このような実現確実な住宅地計画にも配慮したうえで、候補地の評価をお願いします。



滝野自治会連合会（平成26年5月24日提出）

●「周辺住民意見交換会」に関する意見

- 【1】周辺住民意見交換会が3次審査の評価項目とされているなかで、近隣に候補地があり、その審査の状況・評価基準など、自治会として情報伝達が必要と考える事項は多いが、当連合会の構成自治会は、回覧方式による情報伝達が完了するまでに2週間から1か月必要であり、現在の3次審査スケジュールでは、住民意見交換会の開催は困難である。今回、事務局から案として用地検討委員会に提示する3次審査の2か月間の延伸、9月末最終答申というスケジュール変更は最低限の事項として、実現されたい。また、住民意見交換会開催決定前に、審査の状況・評価基準などは、関係する地区の全住民に対して資料配布するなど、能動的に情報発信してもらいたい。
- 【2】9住区計画が白紙撤回された経緯を踏まると住民意見を尊重する評価基準であるはずだが、現在の評価基準は、2次審査での減点が少ない場合、3次審査の加点評価により、周辺住民の理解度・協力度が0点であっても満点100点に達することができ、住民意見を全く反映しなくとも評価することが可能なものとなっている。
- この基準では、3次審査の意見交換会を行っても全く意味がないものではないのか。住民意見を尊重するのであれば、2次審査の評価に減点対象として住民意見を入れてほしい。
- 【3】3次審査項目にある「周辺住民の理解度・協力度の状況調査」において、総合的な評価に当たって想定する着目点（①～⑦）を、意見交換会により用地検討委員会が評価することとなっているが、加点0～40点の基準が不明確であるため、住民はどのように評価されていくのかが全くわからない。
- 詳細な評価基準に基づく加点方式を明示するべきではないか。
- 【4】「周辺住民意見交換会」において、具体的な評価基準が示されていない中で加点されていくのは納得できない。
- 「周辺住民意見交換会」は「評価する場」と別にして開催するべきではないか。意見交換会に参加したいという住民は多いと思うが、その場での言動が評価されるのであれば、純粋な意見交換ではなく、受け入れるか否かの意思表示の発言しかできない。また、意見交換会だけで住民の協力度を評価するのは乱暴すぎるのではないか。意見交換会での発言について感覚的に判断されて評価されては困る。

- 【5】6候補地 14 自治会町内会が対象ではあるが、地区によって住民世帯数が違いすぎるので、意見交換会をしても数の重みが全く異なるはず。世帯数を考慮せずに一律的な評価で決定された後その地区の住民が反対の立場をとると、大掛かりな住民運動となって、政治的な問題となる。

## 第 12 回会議

### ■住民提出意見

- ①津島氏（印西市木刈在住）
- ②津島氏（印西市木刈在住）
- ③津島氏（印西市木刈在住）
- ④匿名者（小倉台在住）
- ⑤匿名者（印西市木刈在住）

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

### 1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

### 2. 意見

平成26年6月6日提出

#### 現在地に関する比較評価項目・基準・配点についての意見

現在地及び5候補地の比較評価が現在進められておりますが、とくに現在地の評価について大きな疑問を感じます。

例えば、評価項目の一つに掲げられている地域住民の日常生活への影響について、2次審査では300m や 100m 以内に住宅・学校・病院が在るか否かだけの評価です。3次審査では全く取り上げられていません。はたしてこれで良いのでしょうか。私は大きな疑問を感じます。

現在地は他の5地区と異なり住宅密集地に近く多くの高層マンションや高層ビルに囲まれているために、煙突の高さは先の9住区計画案では130m、またH14年7月に策定された現在地の更新計画案でも130mとなっています。

煙のダウンドラフトと呼ばれる現象を防ぐ煙突の高さは周辺建物高さの2.5倍(タクマ環境技術研究会編ごみ焼却技術)を必要とすると、現在地では150m以上必要となりそうです。以上のことから現在地の煙突高さを少なくとも130m以上と想定した時にでる諸問題点を以下に記しますので、これらの事項も考慮の上将来に禍根を残すことのない比較評価をしていただくよう要望します。

記

#### 1、現在地の煙突に高光度航空障害灯を設置する場合の問題点

高さが60m以上の煙突では特例措置を除き航空障害灯を設置するか又は赤白のダンダラ模様塗装するかどちらかの処置が必要です。航空障害灯設置の場合、設置位置は昼間の白色灯では2分割、夜間の赤色灯では3分割の位置のため(例 松戸和名ヶ谷清掃工場 高さ125m)、現在地に近い高層マンションに住む住民にとって最も視角に入り易い位置となります。

昼間の白色灯のフラッシュは子供の健康や精神への影響を与える懸念から和名ヶ谷では、5km圏内の住民と承諾書を締結しています。 テレビ画面で白色フラッシュの点滅を禁じているのもこれと同じ理由のようです。現在地は和名ヶ谷以上にこの影響を受けやすい状況下ですので、この

ことを考慮した比較評価を是非行っていただきたい。

## 2. 航空標識灯を設置しない場合について

このケースの場合、煙突高さとし最小辺(又は直径)比を10対1以上にすることが必要で、見学したふじみ衛生組合ではこの方式を採用しています。

高さが130mとすると、最小辺(又は直径)は13m以上となります。

これを処理能力 300T/日の和名ヶ谷煙突(四角形で Top の最小辺 6.4m、底辺 9.7m、H125m)と比較すると最小辺が 2 倍以上の太い煙突となります。処理能力約 1/2(156T/日)規模の次期施設計画で、このような巨大煙突を、当市の表玄関ともいえる中央駅傍に建設することが景観上や経済性面から見て本当に問題ないのか良く考慮の上評価をしていただきたい。町の中心地区の駅傍にこの様な巨大煙突建設の事例があれば教えていただきたい。

## 3. 煙突高さについて

煙のダウンドラフトを避けるための煙突高さは周辺建物の約 2.5 倍と云われている。(出典 前記) 豊島清掃工場(池袋)の煙突高さはサンシャインビルを考慮して 210m。都内で最も高い煙突ですが、近くに 1/2.5 以上の高さのビルが建ったことから、排煙による熱風の影響問題が生じているとも聞きました。平成 12 年度に当組合が行った 130m の煙突での「大気の汚染に係る環境基準値」の予測結果が国の目標値を達成していないことや周辺建物高さの比が1/2.5以上あることを考えると、煙突高さのさらなる上積みが必要となる恐れもあり、これらの懸念も良く考慮していただきたい。

## 4. 現在地以外の他の5候補地について

他の5候補地では、近隣に高層建物がないために航空障害灯が不要な 60m以下で対応可能なことから上記1~3の問題が生じる恐れはなく、長所として評価していただきたい。

以上

印西市木刈在住 津島 孝彦

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

### 1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

### 2. 意見

平成 26 年 6 月 9 日

#### —候補地としての現在地の問題点—

前 9 住区計画では、施設整備検討委員会で一問題になるような施設はつくらないということだから、“影響がないことが前提”との意見がでて、排煙の影響を評価項目から外して計画を進めようとしたが、その理由の説明がなく住民から大きな反発を招きました。

当検討委員会でも排煙の影響を「生活環境の保全項目」の中で取り上げられておりませんがその根拠を科学的によく説明することが重要と考えます。さもなければ現在地周辺住民から大きな反発がおきることは必至でしょう。

重要なことは、排煙の影響について問題になるような施設をつくらないとの前提に立った上で、その施設をつくる最適な場所がどこかを住民が納得するよう、いかに合理的に説明ができるかです。

例えば、住宅街の中と野原に施設をつくることを生活環境への影響から比較すると、常識的に大方の人は野原を選ぶでしょう。他の多くの自治体でも野原のあるところはそうしています。周囲が 100m の超高層ビルや超高層マンションに囲まれ約 34,000 人が暮らす現在地と、山野で低層住宅が散在するだけの他の 5 候補地は丁度これと同じ関係と云えるのではないのでしょうか。私は以下に述べる 2 つの理由から現在地を候補地とする事に反対です。もし候補地とするのであればこれらの問題点について納得できる説明を求めます。

記

#### 1. 現在地周辺の大気質汚染について

現在地は、H 1 2 年度に当組合が行った 3 地点調査（最大着地濃度地点、三井住友海上火災、竹中工務店）では、4 汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、煤塵、塩化水素）のバツ

クランド予測値(予測前の数値)が既に国の環境保全目標値を超過しています。(H12年度印西地区ごみ処理基本計画P80~81参照)

この様にバックランド値で環境目標値を超えている現在地で、いくら問題になるような施設はつukらないといっても、これで生活環境の保全の問題がなくなったとは云えません。ましてや、現在地はH12年以降、国道464号線で激増する車両の排気ガス(日中12時間交通量 25,000 台)、人口増による家庭排出ガスなどで汚染が進み、バックランド値はさらに悪化していると思われます。現在地を候補地とすることは大気汚染の一極集中をさらに加速させるもので、地元住民として受け入れがたく、候補地から現在地を除外すべきです。印西市以外の他市町から選出された委員諸氏には自地区のこととしてこの問題と向き合ってお考えいただくよう要望します。

## 2、現在地での施設更新の問題点。

当組合はH14年7月に千葉県宛に、現在地で設備能力 300T/日、煙突高さ 130m の更新を計画し、「印西グリーンセンター更新施設整備事業に係る環境影響評価方法書」を提出しました。(その後事業廃止)。それに対し同年 11 月 1 日に出された知事意見を記すと

「この事業は現在稼働している一般廃棄物の焼却施設を更新しようとするものであることから、現況の環境を保全することはもちろん、さらに環境への影響の低減に配慮した施設計画とするとともに、計画値が市街地であることも踏まえ調査・予測・及び評価を行うようにしてください」と指摘した上で次の 2 点

### 1) 大気質にかかわる事項

- (1) 施設稼働時のばい煙について、煙突の形状や周辺の高層建築物によってはダウンウォッシュを生じる可能性があるため、これらを考慮した予測評価を行うこと
- (2) 施設稼働時のばい煙の拡散予測に当たっては、周辺に高層住宅等があることから、これらへの影響を考慮すること。

### 2) 悪臭にかかわる事項

施設稼働時の悪臭(排ガス)の拡散予測に当たっては、周辺に高層住宅等があることから、これらへの影響を考慮すること。

を指摘しています。

煙突高さを 130m としたこの計画案でさえ、以上のような厳しい、指摘を受けていることを重く受け止めて、現在地を評価すべきと考えます。

現在地は北側の業務地区の超高層ビルの他に 300m 圏内に住友アビック21、サンクタス千葉ニュータウン、南側にはローレルスクエアの高層マンションなどがあります。

現時点では、これら建物へのガス拡散予測は未調査のために、どのような施設にすれば「問題になるような施設はつukらない」に該当するのかさえ不明確な状態です。従って予測調査が行われた場合、周辺建物への影響回避のために多額の施設費の上乗せが必要となるリスクが多分にあります。この点も現在地の評価として考えるべきです。さもないと費用の住民負担を増やすし税金の無駄使いになる恐れがあるからです。

## 3. 他の 5 候補地の選択について

5 候補地については上記1~2のような特殊事情はなく、施設整備計画を実施しやすい候補地と考えます。このことも評価すべきです。

以上  
印西市木刈在住 津島孝彦

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 宛て

### 1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

### 2. 意見

平成26年6月16日提出

#### 2次審査の問題点(生活環境の保全)に関する意見書

当委員会では、先月2次審査の結果を公表しましたが、とくに N05・6「生活環境の保全」の項目について、現在地を評価するにあたり最重要視すべき視点が、作為的とさえ思えるくらいに見事に欠落していることから、私は6月9日の意見書で候補地としての現在地の問題点を①現在地周辺の大気質、②施設更新上の問題点として意見提出しましたが、今回の意見書はこれらの問題点を、具体的評価項目として取り上げて評価するよう求めるものです。

「生活環境の保全」について評価を行うには、まず排煙の影響を正しい視点で捉えることが最も重要ですが、当組合は、本年6月1日付け広報「いんざい」に掲載した次期中間処理施設の意見交換会の開催案内の排ガス処理の項目で「…煙の中のほこりやごみを取り除き水蒸気の状態で排出します」と説明しています。これは正しい捉え方でしょうか？

排煙中には、除去できなかった煤塵やSOx,NOx,塩化水素,ダイオキシンなどの汚染・有害物質が残存し、国が人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持することが望ましいと決めた「大気汚染に係る環境基準値」を上回っていることから、**排煙は人の健康や生活環境に影響を及ぼすとの視点に立つことが重要で**、排煙が人の健康や生活環境に影響を及ぼさないとは云い切れないのです。(このことに異論のある方は両者の数値を比較ください)

こうしたことから、焼却施設では最新技術を用いて汚染・有害物質を、大気汚染防止法の排煙基準値を大きく下回るまで取り除いた後、さらに立地条件に合わせて煙突を高くすることによって汚染・有害物質の最大着地濃度を国の環境基準値以下になるよう煙を拡散させ、人や生活環境に影響を及ぼすことのない無害な施設としているのです。住民にはこのことを正しく説明しよく理解して貰うことが重要と考えます。そこで、排煙を以上の視点で捉えた上で、汚染・有害物質濃度を環境基準値以下に拡散させるために必要な煙突の高さの影響などを具体的評価項目として、下記のように追加することを提案致します。

記

生活環境の保全小項目に追加を提案する事項。

追加項目	追 加 理 由	評価の基準
1、煙突高さの影響	現在地と他の候補地とでは煙突高さを変える必要がある。高さが違うと景観や事業費に大きく影響。2次審査ではこの点を全く検討していない。	現在地は 130m 以上、他の候補地は 60m以下。評価の基準を 60m として評価する。低い方が望ましい。
2、候補地の大気汚染状況	人の健康の保護や生活環境の保全のために国の大気汚染に係る環境基準値を超える地区は避けた方が良い。(現在の汚染状況で把握)	評価地のバックグラウンド予測値が国の環境基準を下回っているか否かで判断。下回っている方が望ましい。
3. 住宅の密集度	ふじみ衛生組合では施設の事故が絶対にはないとは言えないとして 500m 圏内の住宅戸数を評価項目に加えている。見学した日、水銀が協定値を超えたトラブルで操業ストップの事例があった。	圏内の住宅戸数で評価する。少ない方が望ましい (最大戸数－最小戸数) ÷ 3+最小戸数以下は最良 (最大戸数－最小戸数) ÷ 3×2+最小戸数以上は最悪として評価
4、景観	景観への最も大きな影響因子は煙突で高さ・形状や排出される白煙である。これを毎日目にする周辺住民には好ましくない景観である。2次審査でこれらの点が考慮されたか疑問である。現在地は煙突高さ 130m・最小辺(又は直径)13mの太い煙筒を想定した評価が必要。	煙突高さに応じて変わる排煙の最大着値濃度圏内の住宅戸数で判断する。評果は上記 3 と同じ住宅数の少ない方が望ましい。

尚評価点について「生活環境の保全」への影響度を考慮し 1 及び 2 は各 10 点 3 及び 4 は各 5 点とするよう要望します。

以上  
印西市木刈在住 津島孝彦

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 殿

### 1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能です。意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるもの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

### 2. 意見

平成26年6月1日提出

第9回会議議事録39頁の黒須良次（委員）の発言

「この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。・・・排煙の最大着地濃度地点の範囲内に中高層住宅がたくさんあり、ダイレクトに目に見える煙の塊が帯として到達し、また、臭いの問題もある・・・」

同41頁の黒須良次（委員）の発言

「ダウンバーストが発生し、排煙がたなびく方位は色々な所に散らばりますが、やはり中高層住宅に居住している方達が日常的に窓を開けられないことがあるからこそ問題にしています。」

とあります。

私は、クリーンセンター近隣の小倉台のマンションに住むものですが、居住して以来ダウンバーストに困ったことは一度もありませんし、そんな話を聞いたこともありません。

よって、「この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。」というのは事実ではありません。

また、目に見える煙の塊が帯として到達するなんて体験もありませんし、クリーンセンターが原因の臭いの問題も感じたことはありませんから、当然排煙で日常的に窓を開けられないということもありません。

したがって、上記委員の発言には、ただただ驚くばかりです。

また、たとえ臭いを感じるがあったとしてもそれがクリーンセンターに起因するものかどうかも分からないはずです。

科学的根拠に基づかない上記委員の発言は中央地区マンションの資産価値を著しく毀損するもので風評被害を発生させるものですから容認できません。

また、そのような被害が実際に起きているというなら、早急の実態調査をすべきです。

近隣住戸における被害の有無は、次期中間処理施設の候補地を決定するにあたり重要な要素となるはずですから。

以上、意見を具申いたします。

小倉台マンション住人

## 次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合  
 次期中間処理施設整備事業  
 用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 様

平成 26 年 6 月 17 日提出  
 印西市木刈 匿名希望

**意見**

各項目の評点は、冷静に、客観的で公平な評価をお願いしたい。  
 特に、大項目「生活環境の保全」と「自然環境等の保全」は、人が暮らす生活環境とその周囲の自然環境として、どちらかに極端に偏った評価ではなく、相互にバランスを考えつつ評価するべきである。  
 (その意味で、表中に大項目ごとの小計の表記は必須である。)

「生活環境の保全」は、最大減点が「-35 点」中、

岩戸	滝	武西①	武西②	吉田	現在地
-11	-13	-7	-29	-6	-7

の減点となっており、満点中の減点率は

31.4%	37.1%	20%	82.9%	17.1%	20%
-------	-------	-----	-------	-------	-----

となっている。

すなわち、満点を-100 とした場合の評点は

-31.4	-37.1	-20	-82.9	-17.1	-20
-------	-------	-----	-------	-------	-----

である。

一方、「自然環境等の保全」は、最大減点が「-25 点」であるにも関わらず、

岩戸	滝	武西①	武西②	吉田	現在地
-25	-24	-25	-21	-19	-9

といずれも生活環境の保全より高い減点となっており、満点中の減点率は

100%	96%	100%	84%	76%	36%
------	-----	------	-----	-----	-----

となっている。

すなわち、満点を-100 とした場合の評点は

-100	-96	-100	-84	-76	-36
------	-----	------	-----	-----	-----

である。

これは明らかに、両者が全く異なる評価基準で評価され、「生活環境の保全」に比べ、「自然環境等の保全」が極端に高く評価されていることを示している。

里地里山の保全や生物多様性の保全は確かに大切であるが、例えば現在地ではクリーンセンターの周囲に多数のマンションが建ち並び、その中には多くの乳幼児、高齢者等を含む 3 万人以上の市民が一日中暮らしていることを考慮すれば、「生活環境の保全」も当然、同程度以上の基準で評価されるべきである。

以上を考慮の上、市民が納得できる評価に向け、小項目、評点を再考していただきたい。